

平成30年4月16日
(2018年)

平成30年度入札・契約制度の改正について（お知らせ）

本市企業局では、公共工事は市民の理解と信頼を得て進めることが不可欠であると考え、入札・契約制度の改善に取り組んでいるところです。平成26年6月の公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の改正以降、「インフラの品質確保」及び「建設業の担い手の中長期的な育成・確保」を念頭にさらなる改善に取り組んでおり、平成30年度においては、次のとおり制度改正を行います。

1 配水管工事（水道局）での発注工事における最低制限価格の算定式について

従来、配水管工事（水道局）での発注工事における最低制限価格の算定については、局独自の算定式を用いて算出していましたが、これを見直し、土木工事等の最低制限価格の算定式と統一します。

2 配水管工事（水道局）での発注工事における簡易型低入札価格調査の廃止

従来、配水管工事（水道局）での発注工事については、予定価格1億円未満の工事についても、簡易型低入札価格調査を行ってききましたが、最低制限価格の算定式の見直しに伴い、簡易型低入札価格調査を廃止します。ただし、入札条件に記載のとおり、予定価格が1,000万円以上かつ1億円未満の工事において最低制限価格での入札を行った者については、所定の資料の提出を求めます。

3 配水管工事（水道局）での発注工事における入札参加基準の見直し

配水管工事（水道局）での発注工事における入札参加基準について、従来は、予定価格が2,500万円未満では、登録総合点数750点未満としていましたが、**登録総合点数300点以上**に改めます。

4 実施時期

平成30年4月以降の公告分から実施します。

お問い合わせ先
和歌山市企業局経営管理部
契約課工事契約班
(直通電話) 073-435-1126